

# どりいむ倶楽部



Vol. 8

平成 28 年  
9 月吉日発行

弁護士って“お堅い”印象ありませんか？ 淡路町ドリームの弁護士も、もちろん業務上は真剣そのもの。

でもでも事務所内で一緒に過ごしていると、お茶目で意外 (!?) な一面も見えてきます。

「どりいむ倶楽部」は、そんな弁護士たちの普段とは違う顔をお届けするニュースレターです。

## 「ミニマリスト宣言」 持たない暮らしと物欲の逆説

ミニマリズムって知っていますか。今、かなり巷で流行しているモノを持たない暮らしのことです。すでに、現代人はかなりのモノを持っていますから、まずは身の回りの品を捨てることから始まるため、ミニマリズムのほかにも、「捨てる技術」、などのように「捨てる」というキーワードでも語られています。

もともと日本には四季があり、衣服もかなり種類が多くなるのと、日本の暮らしに洋風、中華風などの暮らしが入り込んでいますから、食器その他の家具もどうしても多くなってきました。つまり、日本人はほっとくと、モノに埋もれやすいのです。

私も、この春から、ミニマリズムにはまりまして、がんばった結果、見よ、このキッチン、何もなし！

「撮影用に片付けたのだろう？」ではありません。本当に食事のたびにキッチンを使ってもこの状態に戻します。というより、モノというのは単独ではなかなか置きようがなく、1つでも仲間がいると、どんどん置いてしまうものなので、いっそ何も置かないと、逆に散らかすのに勇気が必要になってくるのです。

ミニマリズムのいいところは、まず家の中の気がきれいになることです。モノというのは、余分にあふれ出すと、家の中の気の流れを止



法人代表・弁護士 松江 仁美  
弁護士・空手家・コメンテーター (TBS系列  
ビビット!) とマルチに活躍する松江仁美  
弁護士が、「今」伝えたいことは……。



めるだけではなく、それぞれが、悪い気を醸し出し始めるのです。何もなくなるとわかりますが、肩の荷が落ちたように自分の体まで軽くなります。もう一つ、まだ私はなかなか過渡期でそこまで行きませんが、お金が貯まるのだそうです。要するに余分なモノを買わない。クロゼットに掛ける服が限られているので、1着買うには1着捨てないといけない、だから、買うには勇気があるので、衝動的な散財が減ると言うことです。

しかし、私は物欲があつて、捨てるなんて、ととてもとても、という方に朗報。実は、ミニマリズムとは、物欲の裏返しでもあるのです。少ないモノしか持たないから、本当にモノにこだわり、自分の本当に好きなモノ、いいモノをこだわって求めるという、逆に言えば、物欲の権化みたいな人の方がはまるのです。

私も、ミニマリズムにはまってから、趣味で集めたお鍋やフライパンなどのキッチングッズをずいぶん捨てましたが、逆に、野田琺瑯の鍋とか、南部鉄器のやかんとか、こだわりにこだわって、いいキッチングッズを買い求めました。ハワイからまな板を担いで帰ってきたこともあります。今は、日常的に使い勝手のいい白い器が欲しくて、どこへ出かけてもこれを探しています。

さて、ミニマリストの行き着く先はどこか知っていますか？「青空」なんだそうです。太陽の下で、暮らし始めるんだそうです。まあ、そこまではなかなかなので、当面は、ベランダにデッキチェアでも出して日光浴といくつもりです。

# 理聖の部屋

弁護士の清水理聖です。日常に潜む疑問につき弁護士の視点からお答えしている本コーナー、今回のテーマはこちらです！

## 「法的に見た歩きスマホ、 ながらスマホの危険性」

いつの間にやら生活必需品になっているスマホことスマートフォンですが、地図やニュース、音楽にカメラ、ゲーム等々本当に便利ですよね。最近では「ポケモンGO」が世界中で大ブームになりましたね。僕も事務所の中でピカチュウ捕まえました。しかし、ブームの一方で、歩きながらその他何かをしながらスマホをする「ながらスマホ」が問題となっています。リリース当日、夜中外に出たら自転車に乗りながらスマホを操作している人を見かけました。「ながらスマホ」はスマホ画面に集中してしまい、他への注意がおろそかになりますから、とても危険です。このように、危ない「ながらスマホ」ですが何らかの法的規制はされているのでしょうか。

## 歩きスマホで罰金？！

調べてみたところ、アメリカのある州では歩きながらスマホを操作することを規制し罰金を科しているようです。もっとも日本では、歩きスマホに関しては法令等特別法的な規制は今のところされていないようです。しかし、たとえば先に挙げた自転車に乗りながらのスマホ操作ですが、自転車も「車両」ですから、車両運転中のスマホ操作は道路交通法上にて規制対象とされています。

「これって、法律的にどうなの？」——日常に潜む疑問や問題を、清水理聖弁護士がズバツと解説。それが、「理聖の部屋」です。

## 増え続ける自転車事故

また、近年交通事故は減少傾向にありますが、自転車と歩行者の間における事故は増加の一途をたどっているそうです。中にはスマホによる脇見運転で歩行者と接触してしまう案件、歩きスマホと自転車ながらスマホとの衝突という、現代を象徴する様な事故も多く発生しています。あまり速度の出していない自転車であっても、歩行者と衝突した時の衝撃は非常に強く、幼児や高齢者は転倒した際に頭部を強打し生命の危険に遭うということも充分にありうるのです。

自転車の場合は自動車の場合と比べて、運転する側の危機意識も薄く、任意保険にも加入していないケースがほとんどかと思えます。事故の被害者はもちろんですが、加害者側も多額の賠償責任を負うことになり、取り返しのつかない事態に陥る可能性も十分にあります。気軽な気持ちでやってしまう「ながらスマホ」ですが、罰則の有無にかかわらず法的リスクは極めて大きいです。ゲームに限らずスマホで地図を見ながら移動することなど多々あると思いますが、周囲への注意を怠らないよう気を付けましょう。

弁護士 清水 理聖

医者志望だったこともあり、理・文共にOK。  
その多角的思考を法解釈に活かしている。



## だいすけ 大輔の“ここ”が大好き！



弁護士 氏家 大輔

自他共に認める旅行好き。いろいろな分野に関心を持ち、新たな「発見」を求めている。

9月のシルバーウィークですが、去年が5連休だったのに対し、今年は残念ながら3連休だけです。次に4連休になるのが2020年、5連休となると次は2026年になるようです。

5月もそうですが、年によって大型連休になったりならなかったりするのは、「国民の祝日に関する法律」で「祝日と日曜日が被る場合はその次の平日が休日」「祝日と祝日に挟まれていた日は休日」と決めていることが大きく関係しています。これにうまくはまれば大型連休となりますが、祝日と被るのが土曜日だったり、祝日と祝日の間が2日あったりすると休日が発生しないのです。

今年はやや残念ですが、9月は出かけるには良い季節。短い連休でも、楽しく有意義に過ごしたいものです。



顧問弁護士  
松江 頼篤

当事務所きってのベテラン

弁護士。しかし、音楽や山歩き

が大好きで少年の心は忘れず。

当日は快晴に恵まれました。

この季節にこんな

にくっきり富士山の全容が見られるという

のは珍しいのではないかと思います。

## 山歩きの旅 ～富士登山～

今回は富士山を眺めることを目的としたコースです。富士山は登る山ではなく眺める山です。若い頃一度登りましたが、もうこりこりという思いしかありません。富士山はやはりその美しい姿を眺める山でしょう。今回のコースは河口湖を挟んだ反対側の山から眺めてみよう、車で林道を行き、相当高度を稼いでからのコースでした。絶景ポイントまでわりと簡単に行けるコースで、写真のとおり

今の季節、晴れば明け方4時頃には赤富士が見られるそうです。北斎はこの辺から見たのでしょうか。車で高度を稼いだ分、下山道はひたすら長く苦労しましたがその直後の温泉は天国でした。



## 涼子の良好キッチン



残暑厳しい中、夏バテなどしていないでしょうか。淡路町ドリームの近くには、人気のタイ料理のお店があり、みんなで通っています。私のイチオシは、ガパオライス！ビタミンたっぷりで、夏バテ防止に効くだけでなく、美容にもよいそうです。そこで、おうちで簡単に作れるレシピをご紹介します。

フライパンにゴマ油をひいてニンニクと豆板醤を炒めて、香りがでてきたら、玉ねぎ、ひき肉（鶏肉でも豚肉でもOK）、パプリカ、ピーマン、ナスを炒めます。そこに、醤油、オイスターソース、ナンプラー、砂糖を加えて混ぜ、バジルを加えて炒め、これをごはんにのせます。そのとなりに、目玉焼きを乗せ、バジルとミニトマトを添えてできあがり。

夏が終われば、今度は食欲の秋がやってきますね。季節のものをおいしくいただき、元気に過ごしましょう♪



しっかり食べて夏バテ対策！



弁護士 三好 涼子

料理教室に通い出して8年目の三好弁護士が、みなさんにオススメしたいとっておきの一品をご紹介します！

## Pick up News

第8号のどりいむ倶楽部をお読みいただき、誠にありがとうございます。多くのお客様から、「届くのが楽しみ！」とのお声を頂戴しており、制作側としてこれ以上の嬉しいことはありません。

さて、淡路町ドリームの裏側がのぞけるのは、どりいむ倶楽部だけではありません！毎週金曜、アメーバブログにて弊社のオフィシャルブログを絶賛更新中です。為になる情報あり、くすっと笑えるエピソードあり、、、どりいむ倶楽部、そしてブログもぜひあわせてご覧下さいませ。これであなたも淡路町ドリーム通？！

弁護士法人 淡路町ドリーム

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町1-2 クリスタルビル 3F 4F・受付8F

受付時間：平日：8:00～21:00、土日・祝：9:00～18:00 TEL：03-3255-1090

